

(抜粋)【提案書】基本方針の決定 「わたしたちの学校安心ルール」の制定について

企画 令和5年1月17日

職会 同1月20日

校長 榊 正文

1. 案件概要：今日お諮りしたいことは 下記1 の概要、3の【キーワード 施策の方向性】 4の基本方針と実施プロセス である。

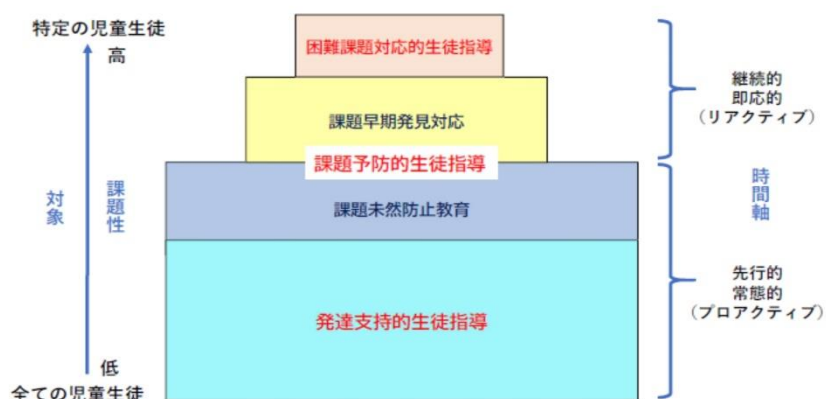
- ① 最上位目標である、私たちの学校を「毎日楽しい学校」にするために、誰もが同意するやってはいけない行動と、これに対して学校等が行う措置
  - ② 最上位目標である、私たちの学校を「毎日楽しい学校」にするために、望ましい行動
- ① ②を具体的に明記した「わたしたちの学校安心ルール」表を児童とともに作成し、ルールとして制定する。

このルール表にそって全児童が望ましい行動をこころがけ、全教職員揃って日々児童に支援・指導を行うとともに、保護者にも周知することで、学校(児童・教職員)は一貫性を持って最上位目標に向かって進むことが可能になる。

この「わたしたちの学校安心ルール」を事前明示し、全児童が望ましい行動をとろうと努力するとともに、全教職員がぶれない支援・指導をすることによって、児童が安心して学校生活を送れるようにすることをめざす。

2. これまでの経緯：国、他の自治体

文部科学省は、近年の児童生徒による重大な問題行動を受け止め、「『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書-規範意識の醸成を目指して-」(国研 2006)と共に、「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について」を通知した。「全ての学校において、全ての教職員が、指導がぶれることなく、『当たり前にするべきこと』を『当たり前のこと』として徹底して実施する」とする生徒指導の方針が根底にある。



他の自治体を見ると、大阪市教育委員会は、桜宮高校の生徒死亡事案を受け、「体罰・暴力行為の防止」及び「児童生徒の問題行動への対応」に関する指針を一体的に策定した。教職員が自信を持って適切な指導を行うために、問題行動を重篤度に応じてレベルⅠ～Ⅴの5段階に分け、段階に応じた対応(指導等)をルール化した。

その狙いは、体罰等を生みかねない教職員の物理的な力に頼るのではなく、ルールに基づくぶれない対応により、問題行動を起こす児童の自覚を促し、被害者の被害の拡大を防ぎ、子どもたちの教育を受ける権利を保障しようとする文科省の考え方を更に推し進めたものであると言える。

### 3. 本校における「わたしのたちの学校安心ルール」の制定趣旨:枚方市、本校

国においては平成29年にいじめの防止等のための基本的な方針が改定をされ、いじめの定義の解釈の明確化や、学校いじめ基本方針による対応の徹底、組織的な対応の必要性が示された。

枚方市教育委員会では、枚方市の教育の中長期的な目標を示す「枚方市教育振興基本計画」を令和2年(2020年)9月に見直したが、従来から基本方策2において、児童が自他の生命を尊重し、豊かな人間性を身に付けることができるよう、学校において人権教育を適切に位置づけ校長中心に組織的な人権教育を進めるよう求めてきた。

そこにおいて、今後の【主な課題】として挙げられたのが、

「いじめの未然防止、早期解消に向けた取り組みの推進」である。

教育振興基本計画には、具体的にこのような記述がある。

「自己を見つめ物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通じて道徳的な判断力、信条、実践意欲と態度を育てます。一人ひとりの個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会を作ることで、すべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心を養います。」

また、「いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者が精神的苦痛や不安を克服できるよう支援するとともに、加害者への教育的配慮等、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。」とある。

他方、本校では、教育計画において児童を取り巻く現状をこう捉えている。

「本校では、素直で真面目に、一生懸命に日々の学習活動に取り組み、自らの力を存分に伸ばしている児童が多い。一方、他者を尊重することなく誹謗中傷を行ったり、遊び半分で他者をからかったりする事案が少なからず発生している。(中略)本校の最大の課題は、児童の「心の強さを育てること」と言える。」(以上下線部は榊)

そこで本校では、教育振興基本計画の記述にあるように、児童が学ぶ楽しさを感じながら、安全にまた安心して学校生活を送れるよう、児童の問題行動やいじめの未然防止を組織的に行うことを基本方針とし、下記の具体的な施策を講じる。

#### 【キーワード】

- ① 児童と行うルール表の作成(生徒指導提要の改正 原則公開)
- ② ルールの事前明示。ルールに沿った支援と指導。児童の自律による未然防止
- ③ 問題行動の早期発見とレベルに応じた迅速な対処
- ④ 外部専門機関との連携
- ⑤ 個人によらない組織的な行動

#### 【キーワードが示す施策の方向性】(上の番号に対応)

- ① 児童が、自分たちに分かりやすい言葉を使った「ルール」表の作成に主体的に関わる
- ② 問題が起きてから対応する → 問題が起きにくい学校風土を作る
- ③ ケースバイケースで考える → 問題行動レベルによってあらかじめ基本の対応を決めておく
- ④ 学校内で対処する → 外部の専門機関と連携する
- ⑤ 担任の個人的な技量で学級経営する → 個人によらず組織的な動きで学校経営する

【めざす生徒指導の考え方：問題が起きにくい風土をつくる】

枚方市において、生徒指導上の問題は重大な課題であり、多様化・低年齢化とともに深刻さが増している。そうした中では、問題が起きてから対応するという考え方から、「問題が起きにくい学校風土を作る」「問題を回避・中和できる児童を育てる」といった「予防的な考え方」に軸足をシフトしていくことが求められている。それはすなわち、明るさや健全さ、正直さを含む日常的、継続的な児童と教職員の営み(=望ましい行動)の促進を、生徒指導と捉える考え方である。

生徒指導を「気になる児童への対応」という捉え方していると、学校生活への不安感やつまづきから潜在的な問題をかかえている児童の小さなサインを見逃しやすくなる。そして「気になる児童」の表面上の問題が解決すればよしとする「対処療法」的な対応にとどまり、根本的な解決に至らず、その後再び問題が顕在化することになる。

(以下略)